様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	府中市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/kekaku/kekaku/gyosei/mynumber/index.html

執行機関名　府中市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	府中市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年9月府中市条例第25号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		府中市個人番号の利用に関する条例　別表　第5の項 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年9月府中市条例第25号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1号	府中市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年9月府中市条例第25号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成し、その保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条　(略) 2　この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)　父母が婚姻を解消した児童 (2)　父又は母が死亡した児童 (3)　父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童 以下　(略)
⑦独自利用事務の関連規範		府中市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年9月府中市条例第25号) 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成元年12月府中市規則第40号)